

事業系ごみは、
事業者の責任で処理しましょう！



事業者の皆様へ

事業系ごみは地域の ごみ集積所へは出せません！

たとえ少量であっても、事業系ごみを地域のごみ集積所へ出す、あるいは家庭ごみとして市の施設へ搬入すると、場合によっては不適正な処理に該当し、5年以下の懲役若しくは1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金又はこの両方が科せられる可能性があります。

事業系ごみとは

事業活動（大きい、小さいに関わらず、オフィス、工場、商店、飲食店、病院、農業など、営利・非営利を問わず「家庭生活」以外のあらゆる活動をいいます。）から出たごみを事業系ごみと呼びます。事業系ごみは家庭ごみと処理の方法が異なります。住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください。



事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」及び「瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第2条）」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること及び減量に努めることが義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理について、市の施策に協力することが定められています。

発行

瀬戸市役所環境課 ごみ減量係 ☎0561-88-2674

産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区別

事業活動に伴って出る廃棄物

産業廃棄物

法令及び政令で規定された20種類

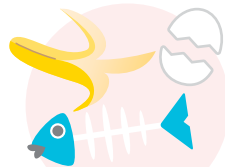
- 燃え殻 ●汚泥 ●廃油 ●廃酸
- 廃アルカリ ●廃プラスチック※
- ゴムくず ●金属くず
- ガラスくず・コンクリートくず及び陶器くず
- 鋳さい ●がれき類
- ダスト類（特定の事業活動に伴うもの）
- 紙くず ●木くず ●繊維くず
- 動植物性残さ ●動物系固形不要物
- 家畜ふん尿 ●家畜の死体
- 上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※事業所から排出されるすべてのプラスチック類（ポリ袋・PPバンド・発泡スチロールなども含まれます）は、産業廃棄物に該当するため、晴丘センターへ搬入できません。

事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外のもの

生ごみ



食べ残し・調理残さ・茶がら・廃棄弁当など

木くず



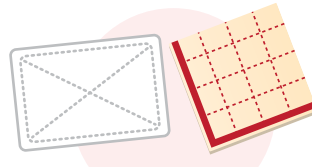
剪定くず・割りばしなど

紙くず



事務用紙・ちり紙、包装紙など

繊維くず



廃ウエス（布）など

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物収集運搬・処理業許可事業者に処理を委託する 産業廃棄物は市では処理できません。

- 愛知県環境部ホームページ「あいちの環境」→「産業廃棄物処理業者一覧表」を参照
<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html>

お問合せ 尾張県民事務所廃棄物対策課 ☎052-961-7211（代表）

事業系一般廃棄物の処理方法

晴丘センター（尾張東部衛生組合）に直接持ち込む

住所：尾張旭市晴丘町33-1 搬入時間：平日 午前8時30分～11時45分／午後1時～4時
詳しくは尾張東部衛生組合にお問い合わせください。

お問合せ 晴丘センター（尾張東部衛生組合） ☎0561-54-1643

- 尾張東部衛生組合ホームページ「一般ごみの持ち込みについて」を参照
<http://www.haruoqa-center.com/>

一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する

詳細は、直接各業者にお問い合わせください。

- 瀬戸市ホームページ「一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧」を参照
<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2010111003522/>

資源化にご協力ください

事業系廃棄物の中には、再生利用が可能なものが数多くありますので、分別してリサイクルを進めましょう。再生利用が容易なものとして、紙類、空き缶、空きびん、ペットボトル、金属などが挙げられます。ごみの減量にご協力をお願いします。

排出方法については、再生事業者へご相談ください。

- 愛知県環境部ホームページ「あいちの環境」→「廃棄物再生事業者一覧」を参照
<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html>